

## 最近の先物取引被害

2014. 09. 05

弁護士 斎藤英樹

## 1, 被害者

60代女性 (保育園の園長)

先物取引の経験なし。

被害額 350万円余り。

取引期間 2014. 5. 12~2014. 6. 13 (2ヶ月)

業者 株式会社■■■ (交渉中)

## 2, 事案の特徴

- ・当初勧誘の目的を告げず、電話勧誘。訪問によって、商品先物取引のうち、スマートC X (損失限定取引) を勧誘 (勧誘目的の不告知)。
- ・仕事で忙しいと断っても、上司が再度勧誘 (再勧誘禁止)。
- ・熱心な勧誘に負けて、スマートC X取引を一口購入し、取引を開始したが、その翌日には、3口にしたほうがよい、3口にすると普通の取引ができると、売と買を同時に建ててバランスをとれば、より安全になると言って、通常の商品先物取引を勧誘 (不招請勧誘禁止、両建勧誘の禁止)。
- ・その後、両建状態の中で、毎日のように建て落ちを勧誘される。
- ・毎日頻繁に電話されても、仕事で電話にでることができない、儲けはよいので、やめたいと言っても、色々理由をつけて、やめさせてくれない。
- ・取引途中で、証拠金の追加、追証が発生。6月初めに、上司に苦情を伝えるも、頑張りましょう、少しずつ入金すると言われる。
- ・最終的に、消費生活センターに相談して、取引を終了してもらう。

## 3, 問題点

- ・商品先物取引の経験など、まったくない個人に対し、スマートC X (損失限定取引) を電話・訪問による不招請勧誘で、取引を開始させている (スマートC Xは、不招請勧誘禁止規定の例外取引)。
- ・ところが、翌日には、通常の商品先物取引を勧誘している。明らかに、不招請勧誘禁止規定を脱法した勧誘である。しかも、違法な両建勧誘を行い、それが安全であるかのように勧誘。
- ・委託者が仕事が忙しいし、よくわからない、やめたいと述べても、取引をやめさせようとさせない。しかも、両建状態で、毎日のように建て落ちを繰り返し、手数料稼ぎを行っている。
- ・理解度確認書面は、役に立たないし。業者の不当な勧誘姿勢は、従前と同じ。